

参 考 资 料

安来市空家等対策協議会条例

平成29年6月15日
安来市条例第19号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、安来市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。）の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、市長のほか、法第7条第2項に規定する構成員のうちから市長が委嘱し、又は任命する者とする。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明させ、若しくは資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

安来市空家等対策協議会規則

平成29年6月15日
安来市規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、安来市空家等対策協議会条例（平成29年安来市条例第19号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、安来市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(その他市長が必要と認める協議事項)

第2条 条例第2条第2号によりその他市長が必要と認める協議事項は次に掲げる事項とし、市長の判断により必要に応じて協議することができる。

(1) 特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）に該当するか否かの判断に関する事。

(2) 特定空家等に対する措置の方針に関する事。

(3) その他空家等に関する事。

(実費弁償)

第3条 条例第5条第4項の規定により、出頭した者に対し、実費弁償を支給することができる。

2 実費弁償の額及び支給方法は、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、建設部建築住宅課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年6月15日から施行する。

安来市空家等対策協議会委員

委員の区分		所 属 等
会 長		市 長
行 政		副 市 長
市議会の議員		市議会議員
地域住民		自治会代表者協議会
学 識 経 験 者	法 務	島根県弁護士会
	法 務	島根県司法書士会
	法 務	松江地方法務局
	不動産	松江宅建センター
	不動産	島根県土地家屋調査士会
	建 築	一般社団法人 島根県建築士会
	福 祉	社会福祉法人 安来市社会福祉協議会
	防 犯	島根県安来警察署



安来市建設部建築住宅課

〒692-0207 島根県安来市伯太町東母里 580 番地

TEL : 0854-23-3325

URL : <http://www.city.yasugi.shimane.jp/>

E-mail : info@city.yasugi.shimane.jp

